



Point of Study

社会契約説とは何か。法の支配とは何か。また、基本的人権の保障はどのように拡大していったのだろうか。

2 民主政治の基本原

● 基本的人権の確立

市民革命を理論的にささえたのが、**社会契約**

説であった。**ロック**によれば、人はうまれながらにして、生命・自由・財産などの諸権利(**自然権**)をもっている。

J.Locke. 1632~1704

▶KEYWORD

この権利を確実に保障するため、人々は契約をむすんで国家(政治社会)をつくり(**社会契約**)、その契約にもとづいて政府を組織する。

そしてもし、政府が社会契約に反した場合には、人々は政府を**変更**する権利(**抵抗権**・**革命権**)をもつとされる。ロックが提唱した、こ

のような諸権利は、国家権力も**侵す**ことのできない人間にとって最も基本的な権利であるという意味で、一般に**基本的人権**とよばれる。

▶p.18

● 自由権から社会権へ

市民革命で人々が求めたのは、**経済活動**の自由や**信教**の自由など、国家からの自由を求め

る**自由権**が中心であった。資本主義が発達し、**貧困**や**失業**などの社会問題が深刻となると、人々の生活と**福祉**のために国家が積極的に

活動することを求める権利(国家による自由)が要求されるようになった。これらの権利は**社会権**とよばれる。社会権の理念をはじめて

▶p.26

規定したのは、ドイツの**ワイマール憲法**(1919年)である。

● ワイマール憲法(抄)

第151条 1 経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生存を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限度内で、個人の経済的自由は確保されなければならない。

第153条 3 所有権は義務を伴う。その行使は、同時に公共の福祉に役立つべきである。



1 『リバイアサン』のとびら絵
右手に剣、左手に杓をもつ巨大な国王の衣服は、無数の国民からなっている。社会契約論にもとづきながら、結果として絶対王政を擁護したホッブズの国家観を象徴している。

2 社会契約説の比較

思想家			
	▲ホッブズ(1588~1679) イギリスの思想家。 主著『リバイアサン』	▲ロック(1632~1704) イギリスの思想家。 主著『統治二論』	▲ルソー(1712~1778) フランスの思想家。 主著『社会契約論』
社会契約の考え方	人々が自然権を無制限に行使すれば、社会は混乱(万人の万人に対する闘争)におちいる。人々は平和と秩序を維持するため、自然権を放棄し、その権利を国王に譲渡する契約をむすぶ。	人間は政府がなくとも平和共存できるが、そこでは自然権の保護が不安定なので、人々は契約をむすんで、権利を一時的に政府に信託する。また、人々は抵抗権(革命権)をもつ。	人々は、相互に自由・平等な立場で契約をむすび、政治社会をつくる。契約によりうまれる主権は、人民の一般意志をあらわすものでなければならない。譲渡も代表することもできない。
影響	結果的に絶対王政を擁護。	名誉革命を理論的に擁護し、のちのアメリカ独立革命、フランス革命に影響を与えた。	フランス革命に影響を与えた。



自然法・自然権

KEY WORD

人間の本性(自然)に根ざし、時代をこえて保障されるべき普遍的な法を自然法とよぶ。そのため、人の定める法(実定法)は自然法に違反することはできないとされた。自然法が保障する権利を自然権とよぶ。

夜警国家から福祉国家へ……自由権の保障を中心にし、その任務を国防や治安維持などにかぎっていた国家を夜警国家という。これに対して、貧困・失業などの社会問題を財政・経済政策などによって解決し、国民生活の安定と社会権の保障を目標とする国家が福祉国家である。

法の支配

法の支配は、権力者の思うままの政治(人の支配)を排し、すべての人々が従う普遍的な

ルールによって、政治をおこなおうとするものである。その原型は13世紀イギリスのマグナ・カルタにみいだすことができる。しかし、絶対王政の時期、恣意的な逮捕や裁判がおこなわれて、法の支配の原理も動揺した。17世紀はじめ、イギリスの裁判官コーク(クック)は、ブラクトンの「国王といえども、神と法の下にあるべきである」という言葉を引用し、中世以来の慣習法であるコモン・ローが王権をも支配すると主張した。

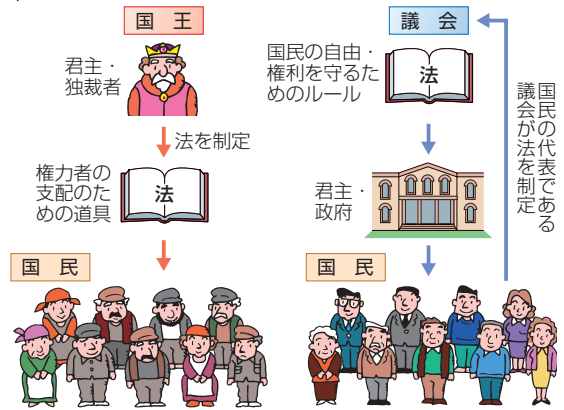
市民革命を経て、近代民主政治の基本原則を憲法に明記し、憲法に従って政治をおこなうことが一般的になった。このように、憲法に従って政治をおこなうべきとする考え方を立憲主義という。フランス人権宣言第16条が述べる「権利の保障が確

保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものでない」との言葉には、立憲主義の考え方がよくあらわれている。

法治主義……英米で発展した法の支配に対して、ドイツで発展した法治主義は、国家権力の行使は法律(議会制定法)にもとづかなければならないという形式的な考え方なので、法律の根拠さえあれば、いかなる人権制約も容認するものであった。ただし、第二次世界大戦後のドイツの法治主義は、法の支配とはほぼ同様の原理になっている。



4 マグナ・カルタにサインするイギリスのジョン王 1215年。国王の課税権や逮捕権の制限を貴族や僧侶が認めさせた。



3 人の支配と法の支配 法の支配は、国王や政府をルールに従わせて、権力者の自分勝手な支配をふせぐことで、人々の自由や権利を守る。

Close-up クローズアップ 法の意義と役割

法は道徳や慣習と同様、社会の決まり(社会規範)の一つであるが、法に違反した行為に対して国家権力による制裁(刑罰・損害賠償など)がある点に特徴がある。ただし、法はたんにわたしたちを束縛するものではなく、人々の間の紛争を公正に解決するルールとして、各人の権利の保障と社会秩序の維持に役立つ。国家権力の濫用を防止し、各人の基本的人権を保障することも、法の重要な役割である。

法の第二の特徴は、道徳や慣習とは異なり、法にはその内容をかえるしくみが用意されている点である。わたしたちは、議会による立法や裁判所の判決を通じて、法の内容を変更できる。人権侵害を受けた人が裁判でたたかうのは、法の内容をよりよいものにするためでもある。

民主社会において法の支配を実現していくためには、わたしたち一人ひとりが、法の内容を点検し、よりよいものにしようと努力することがたいせつである。